平成２９年（フ）第８５１号
千葉県船橋市前原西７丁目３－５　フラットスリー202
破産者　姉崎　法喜
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１５７０号
東京都荒川区東尾久３丁目５－16－202
破産者　大金登喜子
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１５７７号
東京都中野区東中野４丁目20－12
破産者　佐藤　由利
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１５８９号
東京都港区赤坂９丁目１－７－440
破産者　高坂慎太朗
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６２３号
東京都葛飾区柴又４丁目25－７－203
破産者　保井恵美子（旧姓植木）
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６４１号
東京都羽村市神明台１丁目２－２－301
破産者　室城　芳孝
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６６２号
京都府京都市南区西九条東柳ノ内町46－205、開始決定時の住所東京都練馬区小竹町１丁目50－13－101
破産者　橋爪　研人
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６６８号
東京都大田区西蒲田８丁目22－３－611
破産者　佐藤　一夫
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６６９号
東京都北区桐ケ丘２丁目５　N38－102
破産者　齋藤　正樹
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６８０号
東京都練馬区石神井台３丁目15－５－205
破産者　柴井　俊夫
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６８８号
東京都江戸川区篠崎町２丁目17－１－201
破産者　藤山　翔平
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１６９９号
東京都大田区大森南１丁目24－２　スカイプラザⅡ　706
破産者　片桐　弘貴
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１７０１号
東京都葛飾区東堀切３丁目30－３－302
破産者　庄毛　　満
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１７０４号
東京都府中市武蔵台２丁目24　武蔵台２丁目アパート３－102
破産者　佐倉　昌之
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１８１６号
千葉県船橋市前原西６丁目１　11棟303
破産者　吉田　浩一
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１８３１号
東京都杉並区和田１丁目40－５－109
破産者　井東　紀彦
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１８４５号
東京都足立区西新井栄町１丁目13－７－201
破産者　小池　幸夫
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１８４６号
東京都足立区西新井栄町１丁目13－７－201
破産者　小池麻悠美（旧姓関）
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７７号
長野県大町市大町6916番地１
破産者　有限会社荒井興業
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１８８号
長野県安曇野市豊科2188番地４ラシュレしろがね105号
破産者　ディレクシオ株式会社
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第２６号
青森県弘前市大字駅前１丁目３番地４号
破産者　株式会社弘前プリンスホテル
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第６０２号
仙台市青葉区国分町３丁目４番20号　清和ビル５Ｆ
破産者　株式会社アート＆マテリアル
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係